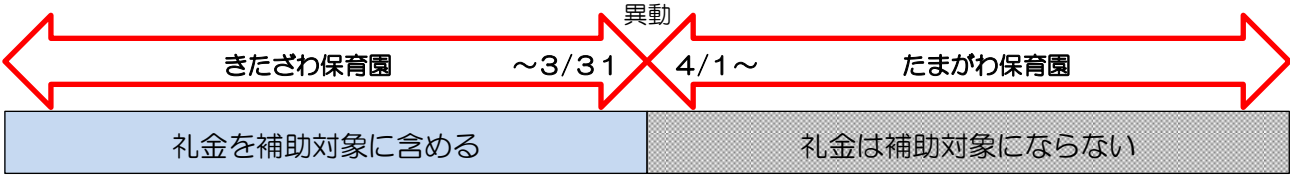


分類	質問	回答
手続き	不動産業者等に、どのように依頼すべきか？	本制度は、保育運営事業者と借り上げる宿舎の所有者との間の契約に基づく賃料を補助するものであるため、不動産業者に物件を探す等の依頼を行う際には、職員個人の契約ではなく、法人契約である旨を伝えた上で、ご相談ください。
制度内容	どのような場合、補助対象となるのか？	<p>区内保育施設等を運営する事業者が、常勤保育従事職員（保育士、看護師、施設長、保育補助者、調理員、栄養士以下「保育士等」）を、運営事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を補助。</p> <p>※事務員や用務員、園バスの運転手等は対象になりません。</p> <p>※幼稚園教諭免許のみを有している方について、幼稚園教諭やみなし保育教諭として雇用されている場合は対象になりません。</p>
対象①	補助対象となる施設は？ (補助対象施設)	<p>区内の保育施設等で下記の施設が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所 ・ 認定こども園 ・ 国が定める待機児童解消加速化プランによる認可外保育施設（認可保育所・認定こども園を目指しているもの） ・ 認証保育所 ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業（世田谷区長が認可したもの） ・ 保育室 ・ 保育ママ ・ 病児・病後児保育事業 ・ 一時預かり事業（単独施設のみ）

対象②	補助対象となる保育士等は？（補助対象者）	<p>補助対象施設に勤務する常勤保育従事職員で下記の①～⑥の全ての条件を満たす者。</p> <p>① 1日6時間以上かつ月20日以上勤務をしていること。 ※1日6時間以上かつ月20日以上勤務であれば非常勤採用でも可。また雇用が連続していれば契約社員も可。</p> <p>② 当該保育施設等の経営に携わる法人の役員でないこと。</p> <p>③ 運営事業者が借上げた宿舎に入居していること。いつから居住しているかは住民票で確認します。</p> <p>④ 平成27年2月以前から雇用主の宿舎に居住していないこと。</p> <p>⑤ 雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと。</p> <p>⑥ 補助対象者及び同居者が住宅手当等の支給を受けていないこと。</p>
対象③	補助の対象となる住居は？	<p>雇用する保育士等に居住させる目的で、補助対象施設を運営する事業者が借り上げている住居。 補助対象施設を運営する事業者やその利害関係者が所有・賃貸する住居は対象外とする。 ※利害関係者は当該保育運営事業者の代表者や理事・役員を想定。</p>
対象④	産休・育休・病休の職員は対象となるか？	雇用が継続していれば、対象となります。
対象⑤	補助が受けられる期間は？	本制度は、平成27年4月1日（既存園・看護師は平成27年10月1日、その他の職種は平成28年12月1日）から平成33年3月31日までの期間を事業実施期間としています。実際に、補助が受けられる期間については、補助対象施設に勤務し、その施設を運営する事業者が借り上げた宿舎に居住する期間が補助の対象期間となります。
対象⑥	月途中で入居又は退去となった場合の対応は？	居住する日数と当該月の日数による日割り計算にて補助対象経費を算出します。ただし、日割り計算した額と実際に支払った賃借料を比較して低い方の額を補助対象経費とします。

対象⑦	補助対象となる経費は？	賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料等が補助対象経費となります。 ※敷金・仲介手数料・保証金などの預かり金的な性格を有するものや手数料に相当するものは対象外とします。
対象⑧	契約時に、補助対象期間の賃借料分も先払いすることを求められた場合に、補助対象となるか？	<p>3. 15 契約</p> <p>4. 1 補助対象施設で保育士として勤務 4月1日採用</p> <p>補助対象期間</p> <p>敷金、礼金、仲介手数料のほか、3月分と4月分の賃借料を先払いすることを条件とした契約を締結。</p> <p>補助対象期間の賃借料を、前年度の契約時等に前払いした場合でも、4月分の賃借料・礼金については補助金交付申請時に、対象とすることができます。 ※3月分（補助対象期間外）の賃借料・敷金・仲介手数料は対象となりません。</p>
対象⑨	シェアハウスなどの複数人で居住している場合、補助はどのようになるのか？	一契約当たり月額82,000円の7/8を上限として、事業者に対して補助金を交付します。 (例) 次の2人で居住している場合の補助額は？ A：勤続6年目、B：勤続3年目 Aさん・Bさん共に住宅手当を受給していない場合、月額82,000円の7/8を上限としてどちらか一人のみを対象とすることができます。

対象⑩	<p>礼金が対象となるのは、どのような場合か？</p>	<p>礼金については、原則として過去に支払ったものは補助対象経費とならず遡りはしませんが、補助対象月の前月以後の月に契約したものののみ対象となります。</p> <p>【対象となる場合の例】</p> <p>(条件) ・平成27年3月15日～平成29年3月14日までの賃貸借契約を行った。 ・平成27年4月より補助対象となる職員がいる。</p> <p>⇒礼金の金額を24カ月で割り返し、平成27年4月～平成29年3月の月額賃借料等とともに礼金(平成27年3月は対象外、平成29年3月は日割)を補助対象経費とすることができます。</p> <p>【礼金が対象とならない場合の例】</p> <p>(条件) ・法人が宿舎として平成26年12月に賃貸借契約を行った。 ・平成27年4月より補助対象となる職員がいる。</p> <p>⇒平成27年3月からの契約ではないため、礼金は全額対象外となります。</p> <p>【注意】 礼金の金額を24ヶ月で割り返し、補助対象期間分のみ補助対象経費とするわけではありません。</p>
対象⑪	<p>法人内で勤務施設を異動した場合の礼金の取扱いは？</p>	<p>異動前の施設で補助対象経費に含めていた礼金は、異動後の施設では補助対象になりません。</p>  <p>ただし、認証保育所から認可保育所に移行する場合に、引き続き在籍する職員は礼金もそのまま対象となります。</p> <p>【●●認証保育所が●●認可保育所に移行する場合の例】</p> <p>●●認証保育所で勤務するAさんが、●●認可保育所でも引き続き在籍する→<u>礼金も引き継いで補助対象となります。</u></p> <p>同じ法人が運営する別の▲▲認証保育所で勤務するBさんが、●●認可保育所に異動する→<u>礼金は引き継がれません。</u></p>
対象⑫	<p>更新料はどのように計上すればよいか？</p>	<p>更新料については、更新月(更新後の賃貸借契約期間の開始日が属する月)に一括で計上することになります。</p> <p>※礼金のように、更新料の金額を24ヶ月で割り返し、月ごとに計上することはできません。</p>

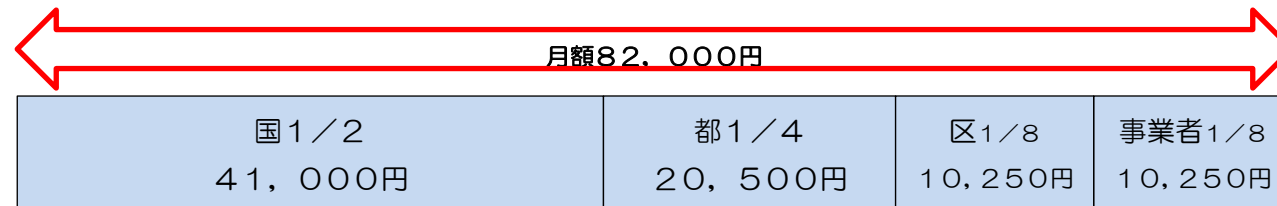
対象⑬

具体的な補助内容は？

事業者が借り上げた宿舎一戸あたりの対象経費の総額が、月額82,000円の7/8を上限として、事業者に対して補助金を交付します。

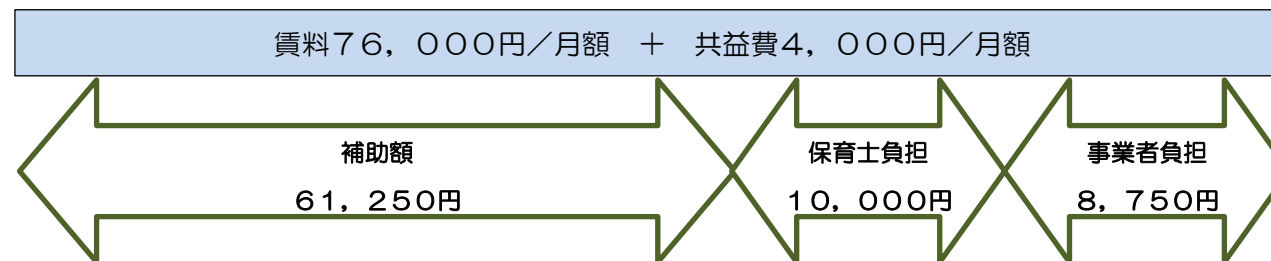
※補助対象額に所得税がかかる場合があります。詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※補助金額に端数があるときは、10円未満を切り捨てます。



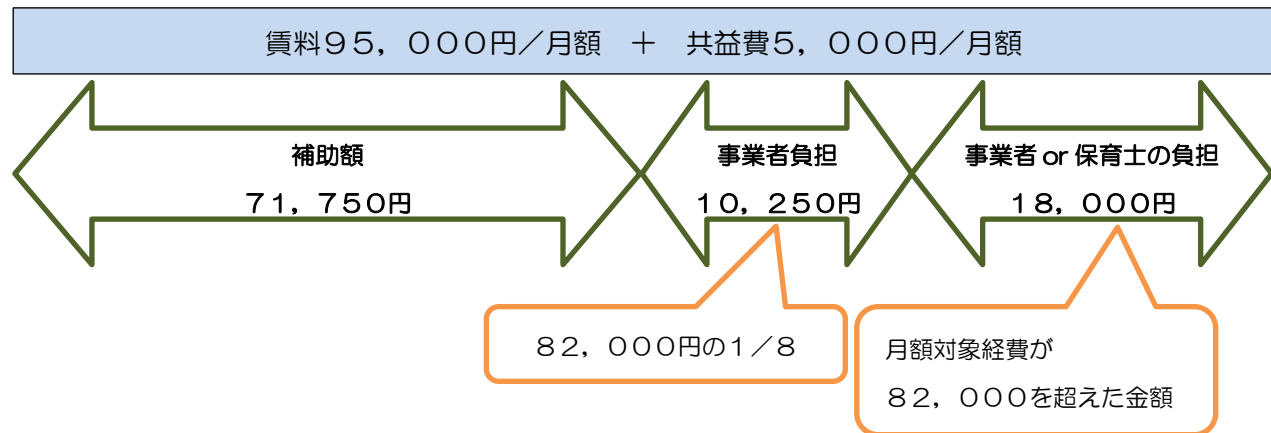
※補助対象者から宿舎使用料を徴収する場合は、当該徴収金額を差し引いた額を補助します。

【例】事業者が補助対象者から宿舎使用料10,000円を徴収する場合



※月額82,000円を超える対象経費については、事業者もしくは補助対象者の負担となります。

【例】



<p>補助対象 期間①</p>	<p>具体例①</p>	<p>〔例〕他職種から保育士に配置が変わる場合</p> <p>H24. 4</p> <p>採用 保育士資格を取得</p> <p>本部で 事務職として勤務</p> <p>H27. 10</p> <p>採用から3年半経過後に 補助対象施設へ保育士として配置</p> <p>運営事業者が契約する住居へ入居</p> <p>H33. 3</p> <p>補助対象施設で 保育士として勤務</p> <p>補助対象期間</p>
<p>補助対象 期間②</p>	<p>具体例②</p>	<p>〔例〕契約社員（常勤保育士）の場合</p> <p>H25. 4</p> <p>契約社員として採用 保育士資格を取得</p> <p>補助対象施設で 保育士として勤務</p> <p>H27. 6</p> <p>補助対象施設で 保育士として勤務</p> <p>運営事業者が契約する住居へ入居</p> <p>H33. 3</p> <p>補助対象期間</p> <p>1年間の有期雇用の契約社員（常勤保育士）であっても、雇用が連続している場合は、初めて雇用契約を締結した年月日を起算日とします。</p>

<p>変更申請</p>	<p>年度途中で交付決定内容に変更があった場合の 手続きは？</p>	<p>変更があった月の月末までに、変更申請書（第8号様式）に計画書（第2号様式、第2号様式別紙）、収支予算書（第3号様式）及び下記の書類を添付してご提出ください。</p> <p>【補助対象者の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ宿舍の賃貸借契約書の写し（賃貸人及び賃借人、契約期間、賃料等、所在地が確認できるもの） ※月途中の入居で日割り計算をしている場合は、不動産会社に支払った金額がわかる書類を添付してください。 ・入居者と締結した使用契約書の写し（参考様式参照。園作成の様式でも可） ※コピーを提出、原本は園で保管してください。 ・入居者と締結した雇用契約書（職種、雇用形態、雇用開始日及び就業場所が記載されているもの）の写し ・入居者の職種に係る資格証の写し（保育補助者及び調理員で資格を所持していない場合は提出不要） ・入居者が作成した誓約書（第4号様式）※原本を提出してください。 ・入居者の住民票の写し（過去3箇月以内後に発行されたもの） ・簡易チェック表 <p>【補助対象者の退去（退職等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が退職したこと及び退職日がわかる書類（退職辞令、退職願等） ・宿舍を退去したこと及び退去日がわかる書類（解約通知等） ・月途中退去の場合は不動産会社からの請求書（日割り計算の確認のため） <p>【補助対象者の転居】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ宿舍の賃貸借契約書の写し（賃貸人及び賃借人、契約期間、賃料等、所在地が確認できるもの） ※月途中の入居で日割り計算をしている場合は、不動産会社に支払った金額がわかる書類を添付してください。 ・入居者と締結した使用契約書の写し（参考様式参照。園作成の様式でも可） ※コピーを提出、原本は園で保管してください。 ・入居者が作成した誓約書（第4号様式）※原本を提出してください。 ・入居者の住民票の写し（過去3箇月以内後に発行されたもの） ・転居前の宿舍を退去したこと及び退去日がわかる書類（解約通知等） ・月途中退去の場合は不動産会社からの請求書（日割り計算の確認のため） ※計画書（第2号様式、第2号様式別紙）は、転居前の住所と転居後の住所を2段上下に並べてご記入ください。
-------------	--	--